

## 電気通信紛争処理委員会（第224回）

### 1 日時

令和4年9月16日（金）15時00分から16時00分

### 2 場所

Web会議による開催

### 3 出席者（敬称略）

#### (1) 委員

田村 幸一（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、小塚 莊一郎（以上4名）

#### (2) 特別委員

青柳 由香、大雄 智、大橋 弘、眞田 幸俊、白山 真一、杉山 悦子、矢入 郁子（以上7名）

#### (3) 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

市場評価企画官 植松 利紗

#### (4) 事務局

事務局長 高地 圭輔、参事官 片桐 広逸、上席調査専門官 佐藤 英雄

### 4 議題

(1) 電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポートについて【公開】

(2) あっせん事案について【非公開】

### 5 審議内容

【田村委員長】 ただいまから第224回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は委員4名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員、大橋委員は遅れているということですので、今のところ6名の方に御出席いただいております。

今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のためにウェブ会議システムによる開催とさせ

ていただいておりますので、これまでと同様に、御発言の際には、チャットまたは口頭でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言いただきたいと思っております。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムの画面上では御確認いただけませんが、音声のみお聞きいただいております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

議題1は公開ということになりますが、議題2は、当事者または第三者の権利利益を保護するという観点から、当委員会運営規程第16条第1項の規定によりまして、非公開とさせていただきます。同規程第17条第1項及び第18条第1項によりまして、議事録と資料も非公開ということにいたします。

したがって、傍聴者の皆様方には、非公開の議事が始まる前に御退室いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題1の「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポートについて」ということで、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、植松市場評価企画官から御説明をお願いしたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

**【植松市場評価企画官】** ただいま御紹介いただきました、総務省事業政策課の植松と申します。本日は御説明の時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料224-1を御覧ください。本年8月31日に公表いたしました、令和3年度電気通信事業分野における市場検証の年次レポートの御説明をさせていただきます。レポート本体は大部となりますので、本日は概要資料に基づきまして御説明させていただきます。

それでは、表紙をめくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。本日は、こちらの構成にございますとおり、大きく4つの項目について御説明させていただきます。

次のページを御覧ください。それでは、まずI番、市場検証の全体的な概要になります。

3ページ目、御覧ください。市場検証のプロセスとしましては、こちらの図にございますとおり、基本方針、年次計画に基づきまして、電気通信市場検証会議において各構成員の方々から御助言をいただきまして、分析・検証を行った上で、毎年年次レポートを取りまとめてございます。

4 ページ目を御覧ください。昨年度に続きまして、大きく分けて2つの観点で分析を行っております。まず1つ目は、左側の電気通信事業分野における市場動向の分析です。事業者や利用者へのアンケート等を通じまして、左側の表にございますとおり、移動系通信、固定系通信等のそれぞれの市場において分析・検証をするとともに、令和3年度市場検証では法人向けサービスの実態把握を行いました。併せて、研究開発の競争の状況把握についても行いました。次に、もう一つの観点が右側の枠になりますが、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行いました。具体的には、赤色の枠に記載の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認など、3点について検証を行っております。また、令和3年度からは、一番下に記載してございますけれども、重点的検証項目を定めまして、特定の項目について集中的に検証を行っております。

それでは、具体的な内容につきまして、次の5ページ以降で御説明いたします。II番目の電気通信事業分野における市場動向の分析結果です。

6 ページ目を御覧ください。こちらの項目においては2つの重点的検証項目を設定しております。まず1つ目の重点的検証項目として、6ページにございますとおり、移動系通信市場をめぐる市場環境の変化の影響を検証いたしました。こちらのページの2つ目の段落の最後から3行目以降のところにも記載してございますけれども、移動系通信市場におきましては、昨年開始しましたMNO3社の廉価プランの提供ですとか、楽天モバイルのMNOとしての参入といった環境の変化がございまして、MNO間の競争のみならず、MVNOの顧客獲得にも影響があったと考えております。

次に、7ページ目を御覧ください。もう一つの重点的検証項目は、新型コロナウイルスの拡大に伴う影響について検証しております。こちらでは利用者アンケートと事業者アンケートを通じまして確認を行いまして、一番下の段落になりますが、一定程度、生活習慣の変化に伴いまして、利用者における通信サービスの利用意向に変化が生じたと考えられますが、事業者のシェアに影響を及ぼしているといった状況にはなく、競争状況には大きく変化は生じていないものと考えております。

次の8ページ以降は、移動系通信市場についての分析結果になります。

まず、8ページ目を御覧ください。上半分が移動系通信市場におきます小売市場の分析結果を記載しております。昨年12月に策定しました市場検証の基本方針の中で、市場動向の分析に当たっての指標というものを4つ定めておりまして、1つ目が市場構造に関する指標、2つ目が市場全体の動向に関する指標、3つ目が事業者の動向に関する指標、4つ

目が事業者のサービス間の代替性に関する指標といった指標で確認しております。詳細につきましては、別途、一番後ろのほうに参考資料としまして添付しております、電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針の後ろに別表として整理しておりますので、適宜御参照いただければと思います。こうした各種指標を確認した結果、8ページ目の上半分の一番下の段落になりますけれども、移動系通信市場の小売市場につきましては、緩やかに市場規模が拡大しておりますけれども、楽天モバイルのMNO参入等によりまして、既存の競争状況が大きく変化していく可能性があると考えております。

また、8ページの下半分になりますけれども、移動系通信市場の卸売市場についての状況になります。こちらにつきましても、同じく指標に基づきまして確認しました結果、一番下の段落でございますけれども、卸売市場につきましては、楽天のMVNOサービスですとかLINEモバイルといった新規受付停止済みのMVNOにおける契約数の減少などがございまして、市場規模が減少に転じるなど、市場全体の動向に変化が生じてきていると考えております。

続きまして、1ページ飛ばしていただきまして、10ページを御覧ください。こちらは移動系通信市場の部分市場に当たります通信モジュールの市場の分析結果になります。上半分は小売市場になりますけれども、通信モジュール市場は小売市場におきまして、移動系通信市場全体の携帯電話向け通信サービス市場とは異なりまして、各事業者のシェアの変動が大きくなっております。各社間で顧客獲得をめぐる競争が活発に行われているということが推察されるところでございます。

また、同じく10ページ目の下半分になりますけれども、こちらは通信モジュールの卸売市場です。こちらの卸売市場につきましては、市場規模は拡大が続いておりますけれども、再卸の事業者のシェアは5%未満と極めて少なくなっているところでございます。

次に、11ページ以降で固定系通信市場についての分析結果を御説明させていただきます。

11ページ目を御覧ください。こちらは固定系のブロードバンド市場の状況になります。こちらにつきましては、近畿におきましてNTT東西のシェアが50%を下回るなど、地域ブロックごとに競争状況に差異がありますものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している状況になっております。

続きまして、12ページ目の固定系超高速ブロードバンド市場について分析した結果になります。こちらにつきましても地域ブロックごとに競争状況の差異というものはござい

ますけれども、全てのエリアにおきましてNTT東西のシェアが50%を超える状況になっておりまして、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続してございます。

次に、13ページ目を御覧ください。FTH市場の小売市場の分析結果になります。こちら、一番下の段落に記載してございますけれども、FTH市場の小売市場の設備設置事業者別のシェアを見ますと、地域ブロックごとに競争状況に差異はございますものの、全てのエリアにおきましてNTT東西が50%を超えるという状況になっておりまして、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続しているという状況になっております。他方、サービス提供主体別のシェアで見ますと、NTTドコモが19.8%とシェアトップとなっております、シェア構造は大きく異なっている状況になっております。ただ、この場合におきましてもNTTグループのシェアは40%を超えている状況になっておりまして、全体としては、低下傾向ではございますけれども、依然としてシェアが高い状態が継続していると評価しております。

次に、14ページを御覧ください。こちらはFTH市場の卸売市場になります。卸売市場につきましても、一番下の段落になりますけれども、NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離しておりまして、圧倒的なシェアを有している状況にあると評価しております。

次に、ISP市場に関しまして、15ページを御覧ください。ISP市場につきましても、各事業者のシェアの変動は小さくなっている状況ではございますけれども、NTT系、KDDI系、ソフトバンク系、あとベンダー系、それぞれの系列の事業者が10%ないし30%程度のシェアを有している状況にございまして、したがって、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境ではないと考えております。

次に、16ページを御覧ください。こちらは固定電話市場、それから050-IP電話市場の2つの状況をまとめております。

まず、上の半分の部分が固定電話市場になります。上半分の部分に記載しておりますとおり、固定電話市場におきましては、NTT東西のシェアが依然として60%を超えているという状況になっておりまして、2位以下の事業者のシェアを大きく引き離しているものの、そのシェア自体は減少傾向となつてございまして、市場全体としても継続的に縮小傾向にあると評価しております。

また、同じページの下半分になりますけれども、050-IP電話市場につきましても、一番下の段落にございますけれども、各事業者のシェアは変動してきておりまして、特定

の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていないと評価しております。

続きまして、17ページを御覧ください。こちらは、冒頭に少し申し上げましたとおり、今年度から新しく行いました取組になりますけれども、法人向けサービスの実態把握という状況になります。こちら、17ページの下の方表にございますとおり、法人向けサービスにつきましては、試行的な市場画定というものを昨年度行いまして、ネットワーク市場とソリューション市場をトライアルとして市場画定した上で、競争状況の実態把握というものを試みたところでございます。他方、こういった市場画定というのはまだ現時点では試行的なものという整理になっておりまして、昨年度まで分析・検証を行ってございました法人向けネットワーク市場、いわゆるWANサービスとIoT向け通信サービスにつきましても昨年度と同様に市場分析を行っております。法人向けネットワークのWANサービス市場につきましては、NTT系事業者が6割のシェアとなっておりまして、圧倒的なシェアを有するという状況になっているものの、他方、一定程度のシェアを有する事業者も複数存在しているという状況にございます。したがって、市場動向については継続的な分析が必要であると評価しております。また、IoTの通信サービス市場につきましては、昨年度に引き続きまして、通信モジュール市場の事業者別シェアを算出しまして評価を行いましたところ、継続してシェアの変動が大きく、顧客の新規獲得をめぐる競争が行われていると推察される状況でございます。また、新たに実態把握を行いましたアンライセンスのLPWA市場につきましては、回線数の規模自体は通信モジュールと比べますと小さいところではございますけれども、市場が拡大傾向にございまして、その市場の動向につきましても継続的な注視が必要であると評価しております。

続きまして、1ページ飛んでいただきまして、19ページ以降を御覧ください。19ページ以降につきましては、Ⅲ番の業務の適正性等の確認結果について御説明させていただきます。

こちらの項目につきましても、今年度、重点的検証項目というのを2つ設定しておりまして、まず20ページ目を御覧ください。1つ目の重点的検証項目としましては、客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無について検証を行いました。こちらは具体的には局舎スペースの利用ですとか各種手続についてのリードタイムの状況について、データに基づきまして検証を行いました。検証の結果につきましては、上の枠の3つ目の段落になりますけれども、いずれの検証におきましても、現時点におきましては不当に優先的な取扱い等を有しているというような、該

当するような事実は認められませんでしたけれども、引き続き検証を行っていくこととしております。

続きまして、21ページ目を御覧ください。こちらはもう一つの重点的検証項目になります。こちら、MNO各社におけるグループ内の事業者への優先的取扱い等の実態把握という項目となっております。こちらの項目におきましては、2つ目の段落になりますけれども、現状、事業法第30条に基づきまして禁止行為規制の対象となっていないMNO、つまりKDDIとソフトバンクになりますけれども、この2社のグループ内の事業者への優先的取扱いの有無などについて確認しました。現時点ではそういった不当に優先的な取扱いに該当するような事実は確認できなかったという状況になっております。他方、市場検証会議におけますヒアリング等を踏まえまして、継続的にそういったグループ内での優遇等の検証を行うこととしております。また、同じく、ページの真ん中の5段落目以降になりますけれども、本年7月にNTTドコモのグループの再編が行われておりまして、その一環としましてNTTドコモが特定関係法人であるNTTぷららを吸収合併したという動きもありまして、そういった動きを契機に市場検証会議におきまして、一番下に2点記載しておりますけれども、NTTドコモによる特定関係法人の吸収合併のケースですとか、旧NTTと旧NTTからの分離会社との合併のケースといった組織再編に係る対応について、今後こういった検証を行っていくかというところを整理を行ったところです。

次に、22ページを御覧ください。こちらは、例年実施しております固定系・移動系通信におきます禁止行為規制に関する業務の状況の確認結果とNTTグループにおきます公正競争条件の遵守状況の確認結果になります。いずれも令和3年度の検証におきましては特段問題は認められなかったものの、こちらにつきましても継続的に注視していくこととしております。

最後に、22ページまでに行いました実態把握を踏まえまして、23ページ以降としまして、IVの今後取り組むべき課題等について取りまとめてあります。

24ページ目を御覧ください。まず、今後の課題としまして、電気通信事業分野における市場動向の分析の関係としては、移動系通信市場、固定系通信市場につきましてはこちらのページでまとめておりまして、まず移動系通信市場につきましては、携帯電話向けの通信サービスの小売市場につきましては、先ほども少し御説明させていただきましたけれども、既存の競争の状況が大きく変化していく可能性があるということから、そうした競争の状況につきまして継続的に分析が必要であると考えております。また、携帯電話の卸

売市場につきましても、現在、市場全体の動向に変化が生じてきていると考えておりまして、今後そういった動向の変化が競争にどのような影響を与えるのかといったところにつきまして継続的な分析が必要であると考えております。また、通信モジュールの小売市場につきましても、先ほど申し上げましたとおり、各社間で顧客獲得の競争が活発に行われているというところが推察されるところではございますけれども、そういった市場動向につきましては引き続き注視していく必要があると考えております。また、通信モジュールの卸売市場につきましては、再販事業者のシェアが極めて少ない状況にあるということがございますので、今後も、再販事業者が増加することがなく、そのシェアが伸びない要因については、継続的な分析が必要であると考えております。

また、同じページの下半分の固定系通信市場の状況につきましては、固定系ブロードバンド、固定系の超高速ブロードバンド、またF T T Hの各小売市場につきましては、地域ブロックごとに競争状況に差はあるものの、総じてN T T東西のシェアが高い状況にございます。他方、F T T Hにつきましては、サービス提供主体別に見ますと、N T Tドコモがシェアトップになっておりまして、設備設置事業者別に見た場合と比べて、シェア構造が大きく異なっている状況でございます。こうした状況も踏まえまして、設備を設置している事業者別のシェアだけではなく、サービス提供主体別のシェアの動向についても分析していくことが必要であると考えております。また、F T T Hの卸売市場につきましては、N T T東西が、一部の地域のブロックを除きまして、シェア2位以下の事業者を大きく引き離しているという状況にございまして、そのシェアの動向ですとかN T T東西によるサービス卸の動向につきまして継続的な分析が必要であると考えております。その他、I S P市場、固定電話市場、0 5 0 - I P電話市場につきましては、その市場動向について引き続き注視していくことが必要であると考えております。

次、めくっていただきまして、2 5 ページを御覧ください。法人向けサービスの実態把握につきましては、来年度以降も継続して実態把握を行っていくこと、さらには、その際に、法人向けサービスにつきましてはいろいろなレイヤーが含まれるということがございますので、ネットワーク市場、ソリューション市場を今年度試行的には市場画定をしたところではございますけれども、ネットワークレイヤー間の相互関係も含めまして検証を行っていくこととしております。

また、下の段の業務の適正性につきましても、令和3年度に実施しました検証におきまして、電気通信事業法上問題となり得るような行為というものは確認できなかったものの、

来年度以降も継続して、禁止行為規制等に反する行為がないか、客観的・定量的なデータに基づく検証を行った上で、いろいろ分析を行っていく予定にしております。さらに、来年度も、事業法の30条に基づきます禁止行為規制の適用対象事業者として対象となるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者、ソフトバンクとKDDIのグループ内の事業者への優先的な取扱い等についても広く把握・検証していく予定にしております。また、最後に、今後NTTグループにおきまして組織再編が発生した場合には、今年度明らかにしました市場検証の取組における組織再編に係る対応等に基づきまして適切に対処していく予定にしております。

以上、令和3年度の年次レポートの概要の御説明になります。今年度の令和4年度市場検証におきまして、今回課題として挙げられたものを踏まえまして、引き続き影響の分析ですとか検証を行っていく予定です。

以上、長くなりましたけれども、私からの説明は以上になります。

**【田村委員長】** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。青柳委員、どうぞ。

**【青柳特別委員】** 御説明いただきまして、ありがとうございました。お伺いしたい点としまして、一番最後のページと21ページで御案内いただきました、禁止行為規制の対象外であるKDDIさんとソフトバンクさんに対する行為の注視というのをこれからも継続していくということで、今年も検討を続けていくということでしたが、こちら、禁止行為の対象外の事業者であるところ、このようなモニタリングを続けることの趣旨について念のためお伺いさせていただきませんか。よろしくをお願いいたします。

**【田村委員長】** お願いします。

**【植松市場評価企画官】** 御質問いただきまして、ありがとうございます。御指摘のとおり、ソフトバンクさんですとかKDDIさんにつきましては、現在、電気通信事業法上、30条の禁止行為規制の指定には当たっていないところではございますけれども、公正競争上問題があるような行為が行われていないかということにつきましては確認していく必要があるのではないかという声が、市場検証の委員のほうからもそういう声が出ておまして、継続的にモニタリングという趣旨で、今後もそういった状況につきましては確認していく予定で考えております。

**【青柳特別委員】** ありがとうございます。

【田村委員長】 青柳委員、よろしいですね。

【青柳特別委員】 はい。ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

眞田委員、どうぞ。

【眞田特別委員】 御説明ありがとうございます。10ページのところなのですが、通信モジュールの中で、市場規模は拡大を続けているのですが、再卸事業者のシェアが少なくなっていると、これは何が原因なのでしょう。

【田村委員長】 お願いします。

【植松市場評価企画官】 御質問いただきまして、ありがとうございます。原因につきましては、そういう意味でいきますと、今年度も引き続きそういった部分につきましては確認していきたいと考えてはいるんですけども、現在、データを取っている限りにおきまして、再販事業者の部分が卸売市場につきましては少なくなっている状況になっておりまして、それが何か公正競争上の問題があってそういった状況になっているのか、また、もちろんMVNOさんのビジネスモデルといった部分も関与してくるのかなと思いますので、そういった部分は今後検証していきたいと思っております。

【眞田特別委員】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

ほかに御質問がないようでありますので、この辺でこの議題については質疑を終えたいと思います。

植松市場評価企画官におかれましては、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

【植松市場評価企画官】 ありがとうございました。

【田村委員長】 以上で公開の議事は終了ということになります。傍聴者の皆様は、恐縮でございますが、御退室をお願いいたします。

【田村委員長】 以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。委員の皆様、本当にありがとうございました。

— 了 —